

深谷市議会議会改革委員会設置要綱

（設置）

第1条 深谷市議会の機能充実、運営の改善等について必要な事項を調査及び検討し、議会改革を推進するため、市議会に深谷市議会議会改革委員会（以下、「改革委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 改革委員会は、議長から諮問された事項に基づき調査及び検討を行う。

（組織）

第3条 改革委員会は、議長を除く議員をもって組織する。

2 委員の任期は、議員の任期とする。

（委員長及び副委員長等）

第4条 改革委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し改革委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、諮問を行った議長の就任期間とし、再任は妨げない。

（会議）

第5条 改革委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員の過半以上から調査検討すべき事件を示して会議の招集要請があったときは、委員長は会議を招集しなければならない。

3 改革委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。

4 改革委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（検討部会の設置等）

第6条 改革委員会の下に専門的に調査、検討させるため検討部会を設置することができる。

2 検討部会は、改革委員会の委員10名とする。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、改革委員会の委員長及び副委員長が兼務する。

4 部会長及び副部会長を除く検討部会の委員については、各会派の所属議員数で按分して選任する。

5 部会長は、改革委員会から調査検討すべき事件が示され、必要があると認めるときに会議を開くことができる。

6 検討部会の委員の任期は、諮問を行った議長の就任期間とし、再任は妨げない。

(意見の聴取)

第7条 改革委員会及び検討部会は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、改革委員会の委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 前項に規定する者に出席を求めようとするときは、市議会議長に申し出なければならない。

(会議等の公開)

第8条 改革委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で決したとき又は公開することが適当でないと委員長が認めたときは、公開しないことができる。

2 改革委員会の議事録及び答申書は、公開とする。

(オブザーバー)

第9条 議長は、オブザーバーとして改革委員会及び検討部会に出席することができる。ただし、議事に参加することはできない。

(答申)

第10条 改革委員会において決定した事項については、随時議長に答申するものとする。

(庶務)

第11条 改革委員会の庶務は、委員及び議会事務局において処理

する。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、改革委員会及び検討部会の運営に必要な事項は、改革委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 7 月 3 日から施行する。